

千葉土建に 相談だ

今すぐ
チェック

あなたはいくつ申請しましたか？

特に知られていない中建国保減免

中建国保料減免

(3カ月～6カ月分還付)

令和2年12月25日まで

持続化給付金

(法人200万、個人100万)

令和3年1月15日まで

千葉県中小企業 再建支援金

(最大40万円)

令和3年1月31日まで

中建国保料減免とは？

- 中建国保加入者が対象です
- 持続化給付金申請をした方は減免も申請できる可能性があります
- 減少率に応じて今年4月以降の保険料が3カ月分～6カ月分還付されます
 - ◎減少率が50%以上=6カ月
 - ◎減少率が40%以上=4カ月
 - ◎減少率が30%以上=3カ月

計算はコチラ ⇒

お問い合わせは 千葉土建柏流山支部

TEL 04-7164-2093

営業時間 平日 9:00～17:00 火曜日のみ10:30～17:00

減免計算の例	計算してみよう
	収入(売上)
令和2年4月	円
令和2年5月	円
令和2年6月	円
①3カ月合計	円
②令和1年度(2019年) の収入合計	円
③令和1年度収入の 4分の1(②÷4)	円
④前年対比(①÷③)	%
収入減少率(100%-④)	() %